

公 示

梯川における無許可係留船対策に係る計画において、「重点的撤去区域」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省北陸地方整備局長金沢河川国道事務所（河川管理課）に備え置いて縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 27 日

国土交通省 北陸地方整備局
金沢河川国道事務所長 富山 英範

1. 河川名

梯川水系 梯川

2. 重点的撤去区域の範囲

梯川河口部から小松大橋下流端まで

3. 指定時期

平成 30 年 6 月 1 日

4. 強制的撤去措置に関すること

河川法第 77 条第 1 項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず無許可係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は無許可設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第 75 条第 1 項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべき者を確知できない場合は、同法第 75 条第 3 項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）

命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第 2 条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

5. 問い合わせ先

国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所
河川管理課（電話：076-264-9916）

重点的撤去区域設定図（指定時期：平成30年6月1日）

